

第1章

計画策定の背景

本市は、平成6年3月に『稲城市地域福祉計画』を策定し、ともに生きるまちづくりの実現に向けて、地域福祉の充実に努めてきました。この計画は6カ年の計画であったことから、平成12年3月に改定作業を行い、『稲城市地域福祉計画改定版』として平成18年3月までの計画として継承しているところです。

この間、「介護保険法」の施行、次世代育成支援計画の策定、「健康増進法」の施行、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正、支援費制度の導入、更には「障害者自立支援法」の制定など、福祉、保健をめぐる状況は大きく変化しています。また、平成12年6月には「社会福祉事業法」が改正され、新たに「社会福祉法」として、地域福祉の推進が明示されました。戦後社会福祉制度の根幹に位置してきた措置制度から福祉サービス利用者の意思を基本とする契約制度への移行など、社会福祉基礎構造改革として、大きな制度変革が行われています。

新たな「社会福祉法」では、福祉サービスの基本理念として、個人の尊厳の保持を明記し、サービス利用者の意向の尊重、多様な福祉サービスと保健医療サービスなどの有機的な連携、更には社会連帯の理念を示した協働の地域福祉や福祉コミュニティの推進などがうたわれています。

一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化、また、バブル経済の崩壊を契機とする経済環境の変化は、現代社会に様々な問題を生じさせています。

こうした中、稲城に暮らす市民一人ひとりが安心して地域で自立した生活を送ることができるよう保健福祉施策の推進が求められています。これからは市民一人ひとりがサービスの利用者であるとともに、サービスの担い手としての市民像も期待されており、市民と行政が協働して保健福祉施策を推進していくことが必要となっています。

以上のことから、現行の『稲城市地域福祉計画』を見直し、地域における福祉、高齢者、障害者、子育て、保健等の領域の諸施策を総合的に推進することができるよう、新たな『稲城市保健福祉総合計画』を策定します。